

## 【清算事務の遅延について】

### <原因①>

民主党政権時に厚生年金基金に対する指導の方針転換に伴い、半ば強制的に解散を促す法律改正によって、その改正法の施行時に現存した厚生年金基金（約440基金）の解散が短期間に集中しているところです。

このため、当初は解散基金が少なく、当厚生年金基金も三井住友信託銀行も清算業務の前例に乏しく、想定をはるかに超えた数々のイレギュラーが遅延の原因と考えております。

### <原因②>

清算業務は、大きく分けると、約20工程で構成されております。この約20工程は、必ず順番に完了していく必要があります、分配金が確定するのは、ほぼ後半となっております。そして、この約20工程の中で、遅延の大きな原因となっているのが記録整備です。

記録整備とは、加入員様、受給者様のご本人が負担されていた保険料の部分の年金額（老齢厚生年金の代行年金額）をしっかりと政府へお返しすることを目的としており、「厚生年金保険（日本年金機構）」と「厚生年金基金（当厚生年金基金）」の記録（生年月日、基礎年金番号、加入記録、死亡等の内容）を調査及び突き合わせ、全て一致させる必要があります。調査対象人数は約14万人。

ちなみに、記録が一致していない根本的な理由は、届出もれ、誤記入、誤入力など多岐に渡りますが、特定することはほぼ不可能となっております。

そして、不一致であった記録を一致させるには、原則的に証拠書類が必要となります。それら全てにおいて、当厚生年金基金が本人を特定、調査、取寄せる必要がありました（企業年金連合会及び日本年金機構等が調査に協力的では無かったため）。

なお、証拠書類は基本的に個人情報となりますので、調査には大幅な時間を要します。公的な機関に複数回の過程を経て開示を求めますので、わずかに1人を調査するにしても、数か月要する場合があります。

調査対象人数が莫大であり、全ての対象者の調査を完了しなければ申請することが出来なかったため（段階的な突き合わせが出来なかった）、予想以上に時間を要することとなりました。

### <原因③>

「原因②」の記録整備も含め、清算業務全てにおいて、申請（含む、調査）から完了までに複数の機関を経由します。

このため、申請から完了までに要する時間を、基金単体でコントロールすることが難しいのも実情です。

複数の機関とは、三井住友信託銀行、企業年金連合会、日本年金機構、関東信越厚生局、厚生労働省などです。

また、「原因①」で記載したように、当厚生年金基金以外にも約440の厚生年金基金が、法律改正に伴って解散となっているため、当厚生年金基金と同じように清算業務を行っております。

このため、各機関において、業務処理の許容量を大幅に超えたことから、手続きが遅々として進まず、大量に滞ることとなり、それぞれの清算工程において、申請から完了までに予想以上の時間を要する事態となってしまいました。

また、清算業務の特性上、1つの清算工程の遅延が、後に控えている清算工程へも大きく影響を及ぼします。

このため、甚だ恐縮ながら、当初の予定より約2年後という大幅な予定変更となったところですが、1日でも早く分配金の手続きについてご案内できるよう、鋭意努力する所存でございます。

### 【分配金の減算について】

清算業務につきましては、分配金の原資となる残余財産を保全するため、解散時に当厚生年金基金の職員は全員解雇したことから、別法人である企業年金基金の職員が兼務いたしております。

このため、清算業務に費やされる人件費等は、その企業年金基金が負担しております。

このことから、企業年金基金といたしましても、兼務している清算業務について、1日も早い清算終了を目指しており、清算業務の期間を意図的に先延ばししていることは、一切ないことをご理解いただければ幸いです。

#### 【清算スケジュールについて】

当厚生年金基金では、清算人で構成する清算委員会において、慎重審議のうえ、承認を得て清算業務を進めております。

なお、直近の清算業務の進捗状況については、工程の都度、順次掲載しておりますので、当厚生年金基金のホームページ（基金のあゆみ）をご覧ください。

URL：<http://www.press-pf.com/foundation/growth.html>

#### 【分配金の確定時期と金額について】

分配金の確定時期は、2020年中を予定いたしており、皆様へご案内を発送させていただくこととなっております。

分配金は、事業主様ご負担部分が対象となり、加入期間やすでに年金をお受け取りの方、一時金をお受け取りの方の部分を考慮いたし、分配を行います。分配金対象者は3万人超となることから、金額は少額が見込まれます。

なお、宛所不明者（加入員及び受給権者）並びに受取拒否者への分配金は、東京法務局へ供託いたすこととなります。

#### 【当厚生年金基金解散後にお亡くなりになっている場合】

相続人の代表者様が分配金対象者となることとなりますので、お亡くなりになられたご連絡をされていない場合は、生年月日、基礎年金番号等の相続人の代表者様の個人情報をご連絡くださいますようお願いいたします。

#### 【ご住所が変わられる方】

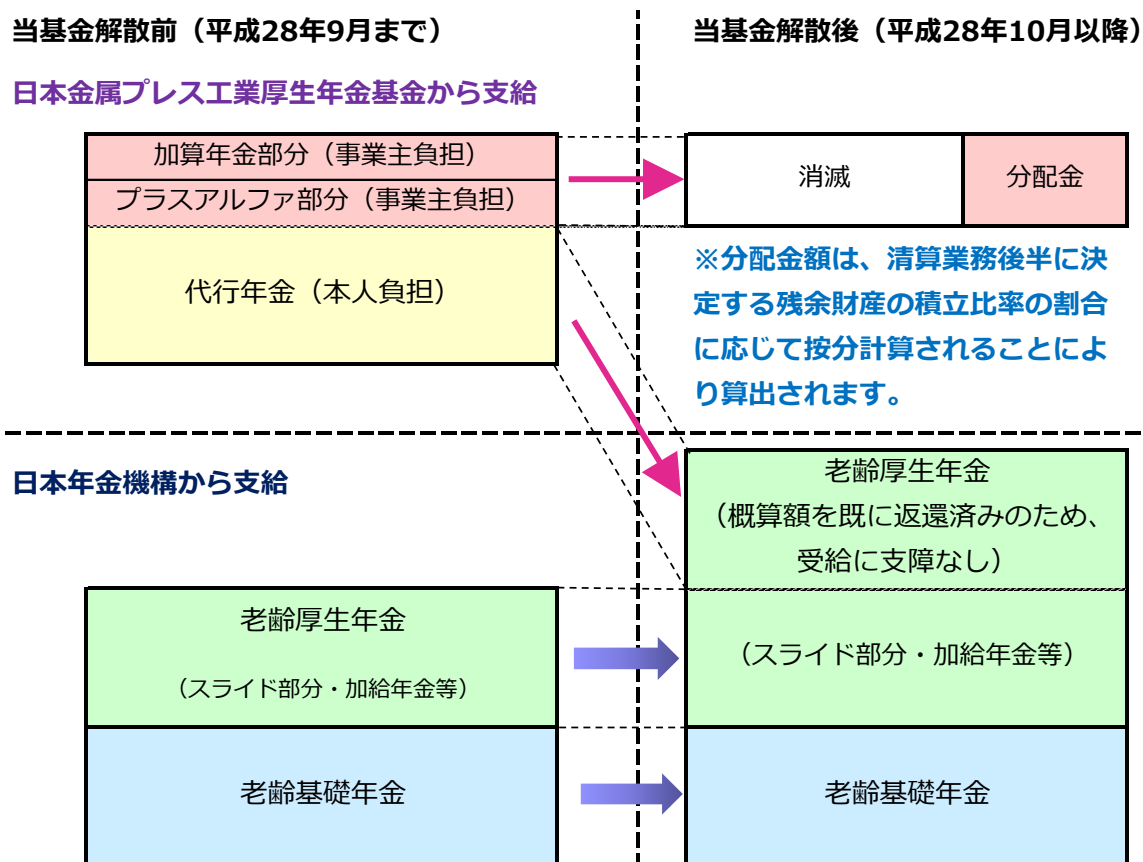
分配金確定時期までに、ご住所が変わられる方は当厚生年金基金までご連絡くださいますようお願いいたします。

**【当厚生年金基金解散後の年金について】**

当厚生年金基金で納めていただいていたおりましたご本人様ご負担部分（代行年金）につきましては、すでに厚生年金保険へ返還済みとなっております。

下記の図をご参考いただければ幸いです。

**<基金解散前と基金解散後の年金のしくみ>**



**【お問い合わせ先】**

日本金属プレス工業厚生年金基金  
〒130 - 8554 東京都墨田区両国四丁目30番7号  
金属プレス会館8階

平日：8時30分～17時30分  
電話：03（5638）7811